

彦根市子ども・若者支援地域協議会（案）

1 目的

子ども・若者育成支援推進法(平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という。)第 19 条第 1 項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援するため、彦根市子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会で行う事務

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換および連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関する協議に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する調査、研究、研修、広報活動および啓発活動に関すること。
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 構成メンバー 別表案のとおり

4 会議

協議会に代表者会議、実務者会議および個別ケース検討会議を置く。

- ・ 代表者会議 … 関係機関等の代表者により構成し、協議会の運営方針の決定や協議会が円滑に機能するための環境の整備等について協議する。原則として年 1 回以上開催する。
- ・ 実務者会議 … 関係機関等の担当者により構成し、協議会の目的を達成するため、支援状況の進行管理や情報交換等を定期的に行う。必要に応じて随時開催する。
- ・ 個別ケース検討会議 … 関係機関等の内、個別のケースに直接関わりを有している担当者等により構成し、個々の支援について協議・検討する。必要に応じて随時開催する。

5 子ども・若者支援調整機関

(1) 調整機関

法第 21 条第 1 項の規定により、市長が指定する子ども・若者支援調整機関は、彦根市福祉保健部子ども・若者課とする。

(2) 調整機関の事務

- ・ 協議会の事務の総括に関すること。
- ・ 関係機関等の連絡調整に関すること。

- ・ 総合相談窓口の運営および相談に関すること。
- ・ 個別ケース検討会議に参画する関係機関等の選定および招集に関すること。
- ・ 個別ケース検討会議での協議に必要な情報収集に関すること。
- ・ 個別ケース検討会議に基づく支援の状況把握および進行管理に関すること。

5 その他

- ・ 守秘義務

協議会の構成員は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この協議会を退いた後も、同様とする。

別表

分野	関係機関等
矯正・更生保護	
教育	
保健福祉	
医療	
雇用	
地域	
行政	
その他	学識経験者や子ども・若者の支援に携わる団体等市長が指定するもの